

知的財産戦略本部 構想委員会（第4回）

日 時：令和2年3月23日（月）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、梅澤委員、大崎委員、太田委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、杉村委員、瀬尾委員、田中委員、田路委員、中村委員、林委員、堀委員、宮島委員、山田委員、山本貴史委員、山本正巳委員、コーカー委員

【有識者】国立研究開発法人日本医療研究開発機構 末松理事長

【事務局】三又局長、小林参事官、吉弘企画官

【各省等】内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当) 付 石井企画官  
文化庁 著作権課 岸本課長  
農林水産省 食料産業局 知的財産課 尾崎課長  
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 沼尻課長補佐

1. 開会

2. 議事

- (1) 事務局説明
- (2) 有識者プレゼンテーション
- (3) 知財推進計画2019のフォローアップ
- (4) 意見交換

3. 閉会

○小林参事官 それでは、ただいまから「知的財産戦略本部 第4回構想委員会」を開催いたします。

本日も御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭、司会進行を務めさせていただきます、小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、ちょっと振り返りをしていきたいと思えます。構想委員会は、昨年10月に第1回会合を開催しまして、4つの柱を提示させていただきました。「デジタル知財戦略」「地域資源の活用と知財戦略」「コンテンツ戦略／クールジャパン戦略」、最後に4つ目が「知財戦略の社会実装」となります。

その後、同じく昨年12月になりますけれども、第2回会合におきましては「デジタル知財戦略」について御議論いただきました。

年明け、今年になりますけれども、本年2月の第3回会合では「知財戦略の社会実装」について御検討いただくとともに、あとは「地域資源の活用と知財戦略」「コンテンツ戦略／クールジャパン戦略」につきまして、それぞれ各ワーキンググループからの検討状況について御報告させていただきました。本日ですけれどもデジタル知財戦略の検討状況、クールジャパン戦略に関する政府部内の検討状況について報告させていただきます。

また、本日ですけれども、医療分野におけるデータに関する取組につきまして、AMED、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の末松理事長からプレゼンテーションをいただく予定になってございます。

その後、知的財産推進計画2019のフォローアップとしまして、経営デザインシート、ベンチャー・スタートアップ、農業分野に関する施策について、関係省庁から取組状況について御報告させていただきます。

本日も有識者の皆様方の様々な見識を、お借りしたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本日の委員の御紹介になります。本日、落合委員、小谷委員、迫本委員、米良委員が御欠席と伺っております。

また、久貝委員につきましては、少し遅れると御連絡が来ております。

続きまして、配付資料の確認に移らせていただきます。お手元にクリップどめの資料があるかと思えますので、一つ一つ確認してまいります。

表に第4回議事次第がございます。今、御案内しましたプログラムが書いてあります。

取っていただきまして、座席表と構成員名簿になります。

机上配付資料としまして、政府のコロナウイルス感染症対策ということで、2枚ぐらいの横長の紙がございます。

次から本編になりますが、右肩に資料1と書いてある、24ページの厚めのカラーの横長の資料になります。

本日、プレゼンテーションをいただく資料2です。末松理事長からのプレゼンテーショ

ンの資料として、同じく横長のカラーでございます。

これからフォローアップパートに入りますけれども、右肩の資料3、経営デザインシートと書いてあるものになります。

続きまして、資料4もフォローアップということで、御説明資料とタイトルがあるものです。横長の資料です。

今度は縦長になりますけれども、資料5としまして、知的財産推進計画2019のフォローアップとタイトルが書いてあるものになります。

残りは参考資料になりますけれども、2019に関連する施策の抜粋ということで、1枚紙をおつけしております。

あとは参考資料3ということで、知的財産推進計画2020の策定に向けたパブリックコメントということで、1月から2月にかけて行いました。そのときにいただいたまとめた参考資料になります。

あと、日本商工会議所、東京商工会議所の連名で意見をいただいていますので、カラーになりますけれども、両面の1枚紙のものになります。

最後にちょっと大きめになります。A3の折り込みである経営デザインシートが3枚あると思います。全社用、販促関連事業用、人材関連事業用と3枚で1セットという形になります。これについては、後ほど、また出てまいります。

以上が机上の配付資料になります。

過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、局長の三又より御挨拶をさせていただきます。

○三又局長 皆さん、おはようございます。本日もまた大変な状況の中で、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

もう御案内のような新型コロナウイルスの状況でございまして、今日は変則的というか、1テーブルにお一人ずつということで、できるだけ濃厚接触を避けるように努めているところでございます。

今、紹介もありましたけれども、机上配付資料ということで、頭のほうに2枚紙で政府の新型コロナウイルス感染症対策ということで資料をつけさせていただいております。

1月30日の対策本部に始まって、対策という意味では2月13日に、まず緊急対応策というものが出されまして、当座の資金繰り対策とか雇用調整助成金の対策がありまして、また、3月10日には、より中身の大きな第2弾の緊急対応策というのが、まずは財政措置で4000億円というものが出ております。

さらに先週末ですけれども、19日には専門家会議がございまして、19日から総理官邸のほうで感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリングというのが今、進められているところで、安倍総理からも思い切った経済対策を実行するということが言われているところで、その中身を検討しているというのが今の状況です。

第2弾の3月10日の対策については、その次のページに主立った中身を紹介してござい

す。

他方、3ページ目でございますけれども、政府の今のこういう状況を、主にネットを使った情報共有ということで、これは政府CIO、内閣官房IT総合戦略室ですけれども、ここでポータルを作って各自治体の取組について情報共有を図るということで、特に今は東京都のサイトがソースコードも公開し、データ形式なども公開して、それをまたほかの自治体が活用するという動きが出ているというのが話題になっておりますが、こういった動きがあったり、右側のほうは現下のコロナ対策についての民間の様々な取組について、これもそのデータ形式を標準化して公表するというのを今、政府のほうでもやっているところでございます。

今後、これは本当にどうなるか分かりませんが、まずは終息に向かわせなくてはいけないわけですが、我々も知財事務局というか知財本部の取組としては、まさに感染症そのものについてのデータの共有ということについても一つ、データの利活用ということをお我々が検討している中で関係してくる部分があるかと思っておりますし、また、今後に向けてのレッスンということで、恐らくもう既に出始めてはおりますけれども、リモートワークとかリモートメディカル、リモートエデュケーションといったことが進む一つの契機になるという面もあるかと。また、ライブやイベントなどがどんどん中止、延期になってはおりますけれども、そういったものも無観客で逆に多くの人アクセスするような結果が出ているものもあると報じられたりもしております。その辺は知財戦略の目からも注視しながら、当面の対策については、本当にしっかり対応していくということが大事かと思っております。

新型コロナの話になってしまいましたけれども、今日の本題のほうでは、AMEDの末松理事長にもおいでいただいて、プレゼンテーションいただくということで、データの利活用の議論、様々なフォローアップの議論をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林参事官 それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡部座長 それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題のデジタル知財戦略の検討状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○小林参事官 引き続きよろしくお願いいたします。右肩に資料1と書いてある資料をお手元に御用意ください。「第4回 構想委員会 事務局説明資料」とタイトルついているものになります。

1 ページ目はタイトルでございます。

2 ページは第2回の構想委員会の際に、デジタル知財戦略として事務局のほうから、こういう論点があるのではないかと示した一覧になります。これに基づきまして当日様々な御意見をいただきまして、構想委員会におけるデータに関する主な議論ということで、それをまとめたのが3ページになります。

例えば、1つ目の●にありますけれども、データ利活用の具体的な分野や事例に即して検討を行い、その検討結果を横展開してはどうかという話でありますとか、企業価値に資するデータというのはどういうものかとか、例えば下から2つ目になりますけれども、データを生かす能力というところで、つくる能力やデザインの能力まで必要ではないかなどの御意見をいただいたというものになります。

そのときの御意見として、参考までに4ページに載せてございます「構想委員会におけるデータに関するこれまでの議論」で、これをまとめたものが3ページと御理解いただければと思います。

今後の検討の方向性ですけれども、5ページになります。現在検討を進めているところでございますけれども、こういった視点というところで御紹介しています。一番上にありますけれども、企業の価値向上や、利用者が享受する価値を踏まえた、データ利活用の具体的な分野や事例に基づきまして、成功要因や課題を分析する。まさにこれを進めているというところになります。

今後ですけれども、成功要因を横展開し、他の企業におけるデータ利活用を後押ししていこうではないかというところと、最後になりますけれども、課題から官民で取り組むべき施策を抽出ということで、これらが先ほどの御議論を踏まえた上での検討の方向性ではないかというところでお示ししているものになります。

現状進んでいるところの一番上です。具体的な分野や事例に基づいて、成功要因や課題を分析ということで、どういうふうに進めているかという御紹介になりますけれども、御参考までに6ページに経営デザインシートの概要というものをつけてございます。今日は、この経営デザインシートを使って成功要因などを分析している中間報告になります。

6ページにあります経営デザインシートですけれども、まさに経営をデザインするというところで、ビフォー、アフターを描くというものの思考補助ツールです。

それをどういうふうにまとめているかというのが7ページになります。本日の中間報告になります。

一番上の青のところにありますけれども、幾つかの企業におけるデジタルトランスフォーメーション、DXの例を経営デザインシートで記述してまとめているというところになります。

今日は具体的に資料をお付けしてございますけれども、リクルートさんのデジタルトランスフォーメーションの事例というものに踏み込んで分析しているというところになります。

現状は中間報告になりますけれども、成功要因としてどういうものが挙げられるかというのが、右下の四角の①～④にあるかと思えます。

1つ目ですけれども、経営者のDXへの決意。

あとはデータを活用して向上したUX、何かユーザーに対して価値を与えるというところ です。

3つ目ですけれども、データを活用して、そういったものを向上させるビジネスモデル

があるというところです。

最後ですけれども、資源としましてはデータと人材がキーになるであろうということが成功要因として挙がっているというものになります。

折り曲げた資料です。A3版の最後についてところを開いていただけますでしょうか。横長のA3のものになります。

1枚だけお使います。「経営デザインシート（全社用）」ですが、まさにリクルートさんで、2011年時点で2016年を目指したと仮定して作ったものになります。なので、今から見ると過去なのですけれども、過去の部分でどういうふうにデジタルトランスフォーメーションが動いていったかというところを、このデザインシートでまとめたというものになります。

例えば、左側がビフォーで右側がアフターになりますけれども、もともとこのリクルートさんというのが、右上に経営方針がありますが、No.1グローバル総合人材サービス企業として顧客の人材調達をフルラインアップで支援するというところを一つ大きく掲げたところでありまして、海外展開や国内展開などというのを進めていらっしゃいました。

こういったものを経営方針としまして、左側になりますけれども、資源のところには人材、そういったものを生かしながら価値として、個人と企業を結びつける。リボンモデルなどという言い方をしますけれども、そういったものを経営として進められていたというものになります。

2016年を目指してどういうふうにリクルートさんが変わってきたかというのが、右側になりますけれども、価値のほうから見ていきたいと思えます。

まさに、データを活用してユーザーエクスペリエンスというものを提供していこうではないかというところを価値として見出しまして、あとはビジネスモデルにありますけれども、自社の強みとかも生かしながら「資源」に赤で幾つか並んでいます。誤記があつて恐縮ですけれども、グローバルに活躍するエンジニアの創出です。「日常省ティ」ではなくて「日常消費」です。今、この場で訂正させていただきます。ライフイベント、日常消費といったものを内部資源にしまして、デジタルトランスフォーメーションを進めていたというものになります。

具体的な移行戦略は下に書いてありますけれども、例えば、必要な資源として海外でのM&Aというものをやって、人材を登用したりとか、プラットフォームを吸収したりとか、そういうものをしてデータをどんどん蓄積し、それを活用していくというビジネスモデルを築いていたというのがリクルートさんの概要になります。

本日は中間報告ですけれども、こういった形で何社かほかの方も御協力いただきながら、成功要因などを引き続き分析していきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、次にAMEDの末松理事長より説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願

いたします。

○末松理事長 それでは、お手元の資料またはパワーポイントのほうで御説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

「データシェアリング：実践と課題」ということで、AMEDは5年前の4月に発足しまして、あと1週間でちょうど5年ということになります。これに関してはどういう取組をしてきたか実例を挙げさせていただき、最後に、昨今の新型コロナウイルスへの対策でどういった考え方が必要かというようなことも少し述べさせていただければと思います。

AMEDの1期目の最初の5年というのは、広域連携と分散統合というのを5年間の中でどこまでできるか、それを実際に特定の医学の領域でやってみようということが目標になっております。

こういったモデルができたときに、それががんですとか認知症、さらに感染症に展開できるはずだろうという信念でやってきております。

これからお示しするのは2つの例です。

1つは、これは画像兄弟という変な名前がついていますけれども、Japan Excellence for Diagnostic Imaging、病院で使う内視鏡画像ですとか、CTやMRIなどの画像を一括して集める。これは今日もお越しになっておられる喜連川委員のNIIにおられるたくさんの若手の研究者の皆さんのおかげで、そういったものができたのですけれども、この事業について少しだけお話しします。

2つ目は未診断疾患イニシアチブです。IRUDと呼んでいますけれども、これは国境を越えてデータをシェアする試みでございます。

最後にコロナということで、お話したいと思います。

この画像兄弟の取組というのは、ちょっと小さいあれで申し訳ないのですけれども、左側に書いてあります中の真ん中の一番大きな四角です。診療画像等データベースプラットフォームの形成ということですが、これを国立情報学研究所にお願いしております。

ここに日本病理学会、消化器内視鏡学会、CTを扱っている医学放射線学会。それから、皆さんも御存じのように、眼圧ですとか、血圧ですとか、眼底のカメラの写真ですとか、そういったいろいろなデジタルパラメーターを1人の患者さんに着目してずっと追いかけることのできる眼科という領域があります。

皮膚科学科の場合には皮膚を、それこそスマホで写真を撮る。それを医師に送る。必要な場合には、組織をつまんで病理を診る。そういった仕組みがあります。

超音波学会は肝臓ですとか膵臓だけではなくて、心臓のように動いている臓器でも弁の機能ですとか、いろいろなダイナミクスを扱うところなのですけれども、こういった動画も含めて、画像情報を国立情報学研究所に一括して集めるということをやって、まずはそれぞれの学会の目的に合ったAIの開発を行う。ただし、ここで非常に重要なことは、上にも書きましたが「競争と協創」ということであって、お互いはライバルで競争もするけれども、どこかの学会が非常に優秀なソフトウェア、方法論を使っていたときにほかの学会

がそれを見て学べるような、オープンな環境を喜連川委員のところで提供していただいているというところが何より特徴であります。

これらの学会は、それぞれ画像のデータベースを学会主導でキープしていますけれども、これらの画像を実際にどこからどういうふうにするかというところで非常に役に立っているのが、右側のSINET5回線であります。

インターネットからはアイソレートされていて、それぞれのハブのところから画像を送っていただくというやり方をしています。

画像兄弟についてはこの1枚なのですけれども、例えばどのようなことができるか1例だけ申し上げたいと思います。

日本病理学会というのがあります。病理の専門医は、たったの2200人しかおりません。しかも、この2200人は超高齢化しているわけでありまして、地方の病院ですと病理のダブルチェックというのは夢のまた夢で、400以上の病床を持つ病院の約30~40%は1人病理医の病院です。つまり、ダブルチェックができません。

ここで、この画像兄弟で開発していただいた病理のデジタルパソロジーというのですけれども、デジタルで取り込んだ組織の標本からがんの抽出をNII、国立情報学研究所にあるAIのエンジンを使い、そのデータを福島県立医科大学に送り、福島県立医大の周りにあります地域の中核病院には病理医がほとんどいないわけですけれども、そこから画像を上げるとAIのエンジンを使って、福島県立医大の病理医の先生たちが診断をし、AIでフィルターをかけて最後に出てきた診断名の候補の中から、最後は人が選んで、それを地域の中核病院に返すという、こういうフィードバックを昨年の2月から行っております。非常に役に立っているということの例でございます。これを今、ほかの地域にも展開していければと考えております。

もう一つ医療の領域で問題なのは、このデータの構造化、アクセス権の問題であります。これも詳細は省きますけれども、皆さん御存じのように次世代医療基盤法というのがあって、そこでデータのanonymizationを行う業者としてライフデータイニシアチブというところが第1号として選定されております。代表理事の吉原先生からいただいた資料です。これはヒアリングのときの資料の一枚だそうなのですが、ほとんどのデータは構造化されていて、プロセスが可能なのですけれども、ここにSUBと書いてあります。アンストラクチャードデータというのですけれども、これはどのようなものが入っているかという、これは細かくて見えないかもしれませんが、横軸に電子カルテベンダーがAからGまで書いてあります。

縦軸のほうには、カルテに入っているどのような情報がそれぞれのベンダーでプロセス可能かということなのですけれども、御注目いただきたいのはバツがついているところと、JPEG/PDFと書いてあるものです。

このPDFの画像というのは、例えば電子カルテを開くとCTですとか内視鏡の写真が全部このPDFでくっついて出てくるのですけれども、こういったものは構造化されていないので、

AIに展開したりがそもそもできません。

つまり、次世代医療基盤法で、この現行の法律ではバツのついたところ、あるいは、PDFになっているところはそれを構造化データに変換しないと対応できない。これがあれば全部できるとおっしゃっている役人の方もいらっしゃいますけれども、恐らく何かの勘違いではないかと考えております。

2つ目の例ですけれども、ここでぜひ皆さんに知っていただきたいのは、健康な人を前向きにフォローアップしていく。そして、どこかのポイントで病気になる。それをずっと一生追いかけていこうというのを前向きコホートと呼んでいます。

ところが、後ろ向きのデータが極めて重要で、既に起きたことをこつこつと集めて、地味な仕事なのですけれども、それをデータベース化していくというのは非常に重要なことです。

これが特に物を言ったのが、AMEDが発足してからずっと取り組んでおりますInitiative on Rare and Undiagnosed Diseasesです。こういった診断の難しい患者さん、あるいは数十万人に1人しかいない患者さんの診断をするときにレガシーデータ、つまり、過去のデータで既に患者さんは亡くなっているのだけれどもデータが残っているとといったものを、一つ一つ丁寧にデータベースに収納していくということが極めて重要であります。

たくさんのデータが集まりますと、例えば1億人以上、10億人のデータが集まると、同じ病気の患者さんのデータを10倍集め得ることになります。

こういった病気の人にはたくさんの病院を行ったり来たりして、diagnostic odysseyといまして、いつまでも診断がつかないまま、一体どの先生が言っているのが本当なのかということさまよい歩くためにこういう名前がついています。

これを完全解決するためにはゲノムの解析が必要で、このゲノムの情報のシェアが極めて重要になります。

これも詳細は省きますけれども、症例1は東京在住の当時19歳の女性、症例2は大阪在住の女性なのですけれども、お二人ともお父さんもお母さんも健在で病気にはなっていないのですが、お子さんだけが偶然病気になってしまった例です。

この2人は写真を3つ見ると、例えば一番左側の写真は真ん中に病的に大きな血小板があって、周りが赤血球の7ミクロンですので、巨大血小板症という病気です。

下も同じような症例なのですけれども、こうやって見せるとすごくよく似ているというのが分かります。指の変形があって、足が腫れているということが共通項なのですけれども、お二人ともいわゆる発達障害等があって、ほぼ症状が一致します。こういう症例を1人の主治医が偶然2人診ることはまずありません。これはデータベースを作ってデータを集めて、この2人がゲノムの同じ場所に病的変異が入っているということをきちんと証明する。そうすると治療標的がはっきりする。まだこの病気は治療標的が見つかっただけで治療法には結びついていませんけれども、この2人が同じ遺伝子に、このCDC42と呼ばれる、骨の発達ですとか神経の発達、血小板の大本となる巨核球という細胞があるのですけれど

も、その異常に関わる分子に異常があったということが、完璧にパーフェクトマッチした症例です。

見つかったのは2016年なのですけれども、我々のIRUD Exchange以外にも外国のデータベースもあるのですが、一度論文に発表されますと、どんどん同じ症例が見つかっていきます。現在世界中で恐らく30例見つかっていて、こういった症例が30から100となっていくと、製薬企業、ベンチャー企業が「創薬をやります」と手を挙げるケースになっていくと思われま。

そういった活動を推進するために、データベース事業というのは極めて重要で、3年前にこれはゼロベースで始めたのですけれども、前向きのデータを集めるだけではなくて、後ろ向きのデータを日本中から集約してデータベースを作り、研究者が今のところ主体なのですけれども、このデータベースでトータル450以上の病院で日本の国内で、まず自由にケースマッチングができるようになっていきます。

外国にも同じようなデータベースはございます。これは、青い線と赤い線のところだけ見ていただきたいのですけれども、青い線のところがIRUD Exchangeの最初の3年間で、実際に診断のついた患者さんの数を示しています。

赤い丸は何を示しているかという、これはOrphanetというヨーロッパの難病コンソーシアムのデータベースです。これで診断のついた人の数、日本人の数です。この裏バージョンもありまして、日本のデータベースのおかげで外国の人の診断がついた例も持っています。

この赤と青の丸の外側に212という数字があります。これは教科書やデータベースに載っていない患者さんがこれだけ日本で見つかった。要するに、こういう方たちは病院を転々として歩いているということになります。これが半年後にどうなるかというのを次にお見せします。

半年後にこの212がゼロになります。調査をしていけばしていくほどゼロはまた増えていき、診断がついた時点で青丸のほうに収納されていきます。その間、ヨーロッパの研究で同じものが見つかった場合にはこの赤丸のほうにも入って、両方に共通に載っているものが赤と青の重なり部分に収納されていきます。こういうことができるのは、このデータベースのデザインをあらかじめ国際的に標準化しておくということが非常に重要になります。そういった努力を積み重ねてまいりました。

非常に重要なことは、先ほどの国立情報学研究所のSINET5も同じことだと思うのですけれども、全国津々浦々から、イーブンに平等に情報を集め且つ利用する精神です。データを集めてくださったところが、より大きなデータから患者さんの確定診断が個々の病院でできるようにするという考え方が非常に重要です。IRUD Exchangeで集めたデータのうちの73%は、先ほどの四百数十の協力病院が最初の発端として情報の提供が行われているというわけでありま。

大きな大学とかナショナルセンターが緑色の部分で、これが重要ではないとは言ってお

りません。この赤から集まったデータを緑色のゲノムの解析センターで解析して、データベースに収納していくということになります。

このような取組で、これは非常にまれな例なのですけれども、リボフラビンというビタミンB2の輸送体異常症が、リトアニアという300万の国ですけれども、そこで見つかった例です。

リトアニアは300万という国なのですけれども、何十万人に1人という患者さんが同時に2人出てくることはまずありません。彼らはなぜヨーロッパのデータを使わないかというところなのですけれども、この患者さんの場合は日本のレガシーデータ、つまり、後ろ向きで集めたデータで、既に患者さんが亡くなっているデータなのですけれども、ビタミンBのトランスポーターの異常症で、非常に似たような症状があるということが履歴から分かって、ゲノムのチェックをやったところ、バツのついているトランスポーター、外からリボフラビンを細胞の中に入れるところに異常があつて、この子は生まれつきレスピレーターがついて、手足の筋肉が利かないわけなのですけれども、胃の管から大量のリボフラビンを投与した結果、レスピレーターが外れたケースです。つまり、数は少ないですけれども既存の病気で治る例もあるということです。

このデータを共有するときに何が一番必要かということなのですけれども、これは時間の関係で飛ばしますが、リトアニアという国は昔は、1500年ぐらいのときはヨーロッパの一番大きい国だったのです。ポーランド・リトアニア共和国です。ところが、周りが全部侵略国です。帝政ロシアとか、ビスマルクとか、ヒットラーとか、スターリンと来るわけです。国がなくなってしまいます。

周りが全部侵略国ということで、彼らはヨーロッパのデータベースにゲノムを共有していません。リトアニア人300万人のデータは自分たちでキープしている。つまり、信頼がないとデータシェアが成立しないということをtake-home messageとして持っていていただければと思います。

我々のデータベースは、同じような活動をやっているアングロサクソン系の幾つかのデータベースがありますけれども、この右側の時計の文字盤の一番下のところに2年前に参入しました。日本はアジアで初めて世界のデータベースネットワークとデータを共有したわけです。

これが最後のスライドですけれども、イギリスの医療情報の利活用の仕組みには非常に見るべきものがあると思います。

これは、ぜひ皆さん、時間のあるときに、NHS、National Health Serviceという機関ですけれども、非常に明確にデータの扱いを政府がきちんと宣言しています。その中で、例えば感染症の大流行時には、個人の情報を自由に使うことができるということをあらかじめ政府が宣誓しているという点です。感染症は別だということです。これは大規模な感染症の歴史が医学の歴史としてレガシーが残っている国ならではのということだと思います。

日本と大分違うのは、データの二次利用の定義を国がきちんと言っているということです。

二次利用が可能なのはNHS、自治体、大学や病院の研究者。ここまでは日本と割と似ているのですけれども、新たな治療法の研究を行う医学部や企業。初めから「企業」と書いてあるわけです。

これをこういうふうにしていいですかという強いインフォームド・コンセントをイギリスの場合にはとって、それで合意をとった人のデータが使えるということになります。この国もぜひ、そういうレギュレーションにならないだろうかと考えているわけでありませう。

これが最後のスライドですけれども、新興・再興感染症の流行に即応できる研究開発プラットフォームを考える上で非常に重要なことは、日本は世界に冠たる国民皆保険という仕組みがあって、DPCという入院患者さんの医療に使った実際の医療機器ですとか薬の記録、あるいは、これも喜連川委員のところでも大変お世話になっておりますけれども、ナショナルデータベース、NDBというレセプトのデータがあります。残念ながら、これをアウトプットするのに通常のスPEEDですと6か月かかるそうです。そのプロセスは厚労省が抱えているのではなくて、そういうプロセスが実際に存在するのだそうであります。

こういうのを緊急時にばっと出してやると、最初は風邪で入ってきた人が、最後はレスピレーターがつながって肺炎で亡くなってしまったりとか、あるいは、こういう薬を使った人は外来にまた戻せるとか、そういったことが記録からデータドリブンで明らかになる可能性があります。

インフルエンザの患者さんは、本日現在でも新型コロナの10倍ぐらいいますので、果たしてコロナのデータがその中に埋没しないように出てくるかどうかは、やってみないと分かりません。しかしこういうのはすぐにやるべきだというふうに、昨日も厚労省の高官の方とお話ししたところがございます。ぜひ国の主導でこういったデータの緊急時の使い方について、先生方からいろいろな御意見をいただければ幸いです。

どうもありがとうございました。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

関連する話題ということで喜連川委員から御発言があるということでございます。よろしく願いいたします。

○喜連川委員 あまり関係しないような気がするのですけれども、御発言をさせていただければと思います。

現在、東京大学の卒業式は、開闢以来、初めてオンラインで放映いたしております。横で見ているのですけれども、我が学会が600人ぐらいでシンポジウムを行いまして、その後、それは、ほぼ最初だと思うのですけれども、いろいろなところでサイバー空間が起こっております。

現在、東京大学は4月以降の講義をということで1,000人規模の実験をいたしまして、これが大体もう動くという状態になってきています。

このことを踏まえまして、大体7帝大、いわゆる7つの大きな大学の先生方をNIIがいろ

いろ共通的にお話をする場を持ちまして、多くの大学が今、4月以後オンライン教育に走る。今週、それを86の全国立大学の中でシェアリングするという動きをしているわけです。

この中で一番の頭痛の種は、もちろんネットワークが衝撃的に大変なのですけれども、大学で今まであまりITを使っておられないような法学部、文学部、経済学部という学部の先生方も講義をしなくてははいけない。しかもオンラインで講義をする。つまり、今までの大学ノートそのものをなるべくなら使わせてあげるのが必要なのですが、そのときのコンテンツというのは既に、他の先生方のものを含んでいるものが多くある。つまり、著作権上は講義室で行う場合には許諾されているわけですが、これがリモートになり、あるいは、オンデマンドといいますか、異時送信になったときには一切認められておりません。

このコロナの国難の時期において、いかばかりか著作権の制限をぜひ行っていただけないかと、ここでお願いをさせていただき次第です。

異時送信がなぜ必要になるかと申し上げますと、日本のネットワークというのは世界に冠たるものです。しかしながら、地方に行きますと非常にウィークになります。ネットワークの体系が非常に細くなります。

これは中国が春節以降、国内で全部オンラインの講義をしたわけですがけれども、中国でも地方には行きません。どういうことをするかというとダウンロードです。ネットワークの細い体系の中で行いながら、後からゆっくり見るとのことしかできないのです。これと同じことが多分、日本の中でも起きます。

そういうことも含めて、遠隔あるいは遠隔のオンデマンドをコンテンツに対して許容していただくということが非常に重要なことになるということを申し上げたいと思います。

末松理事長からのお話についてもコメントがあるのですがけれども、時間が限られておりますので、とりあえずここで終えたいと思います。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ただいま末松理事長、喜連川委員から話題提供していただきましたが、意見交換の前に、喜連川委員のお話は著作権法に関する事項かと思えます。今日は岸本著作権課長が来られていますので、御発言いただければと思います。

○岸本課長 文化庁の著作権課でございます。

今、喜連川先生から御指摘いただきました遠隔教育に関しまして、学校等におけるICT活用の教育の推進を図るためということで、平成30年の著作権法改正で、これまで許諾が必要だったオンデマンド事業ですとか、スタジオ型の遠隔授業ですとか、予習復習用に先生方から学生にメール送信をするといった使い方が、補償金を設置者があらかじめ払うことでできるようにしますという制度改正を行っております。つまり、補償金付きの権利制限規定の導入は既に行っているのですけれども、ただ、この改正事項は、法律の公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行するというようになっておりまして、この規定に関しましてはまだ動いていない状況でございます。

現在、何をやっているかといいますと、この補償金の受け皿になる授業目的公衆送信補

償金等管理協会（SARTRAS）という団体を文化庁が指定いたしまして、そちらのSARTRASという団体と実際にその著作物を利用して遠隔教育を行う教育団体との間で意見交換をしながら、その補償金の対象として何ができるのかということについてのすり合わせをしながら、具体的な補償金額等についての検討を行っている状況でございます。

ただ、こういうコロナウイルスの感染の拡大という状況がございまして、3月2日から、文科省のほうから小学校等に対して一斉臨時休業の要請をしたということに伴いまして、文化庁としましても円滑な著作物利用に配慮していただきますようお願いするという、権利者団体への要請の通知を送っております。これを受けましてJASRAC、教科書著作権協会、学術著作権協会といった主要な権利者団体におきましては、手続を要さずに無償で許諾するといった柔軟な対応を実施しているところでございます。

これに関しましては引き続き感染状況なども見ながら必要な対応をしていきたいと思っているのですけれども、今、おっしゃいました4月以降の、一段と遠隔教育が拡大、推進される可能性があるという状況を踏まえまして、SARTRASのほうで対応を検討しているところでございます。

文化庁としましてもSARTRASのほうの検討を前提といたしまして、制度の早期施行に向けた対応の準備を前向きにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

後ほどこの件についても御意見をいただければと思います。

ただいま事務局及び末松理事長、喜連川委員から御説明がありましたが、この内容につきまして御質問、御意見等を含め、自由に御発言をいただければと存じます。

御発言される方は名札をいつものようにお立ていただければと思います。できるだけ多くの委員の方に御発いただけますよう、1回当たりの御発言時間を2分以内とさせていただければと思います。

1分半で1回、2分で2回ベルを鳴らせていただきたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

瀬尾委員からどうぞ。

○瀬尾委員 今、コロナウイルス対応の教育のリモートということで喜連川委員からございましたけれども、私はSARTRASの常務理事、執行役員を担って、現在それについて対応しております。

コロナに対しては非常に重く受けとめておりますし、また、これだけの緊急事態ということは、特に事業が開始される今年の新学期初めというのはもう目前に迫っているわけなのですけれども、それについての、いわゆる教育環境の保全ということについては大変重要な問題だということで、SARTRASとしても非常に重く受け止めております。

ただ、先ほど岸本著作権課長からもございましたけれども、現在これについては対応の検討を開始いたしました。内容的にはどういう内容で結論が出るかについては、それこそ

放送から音楽、文芸、美術、写真、ケーブル、その他全ての権利者に及ぶことですので、その一致団結をとるということは実は簡単ではございませんけれども、この緊急時ということで特別にこれについては何らかの取組を行うべきではないかという議論をもう内部で始めております。

このような形がどのようになって、例えばコロナが治まってしまったりリモートワークはもう要らないのかということとそのようなことはなくて、これからどんどん必要になってくるとすると、逆にコロナウイルスをきっかけに皆様のリモートが進む可能性もあります。そういう中長期的なことも含めて、かつ迅速に何らかの対応ができないかということについては検討を開始しておりますので、何らかの方向性をできる限り近いうちに、皆様にもお出ししていくということを考えております。

一応報告だけ申し上げておきます。

○渡部座長 ありがとうございます。御発言はいかがでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。

末松理事長に来ていただいたので2つほど御質問をしたいと思います。

医療の分野でのデータ活用は物すごくいろいろなことに期待が持てると思っています。私自身NDBの構築にスタートのところから関わっておりまして、今、御説明の中で、二次利用が可能なのが、自治体や大学の研究者だけではなく医学部や企業もというところが違うとおっしゃったところがありました。

日本のNDBはスタートの段階で個人情報を使われる、特に企業に使われることへの抵抗感が物すごく強くて、スタートの段階の何年かは自治体とか政府といった公的機関に限るところでスタートして、最近になって企業にもオープンにするという展開をしているのですけれども、それそのものがすごくハードルになってしまったとか、あるいは、NDBの予算が足りないとか、人が足りないとか、いろいろな状態があったのですけれども、これはあまりここまでうまくいっていなかったと思われるか、どの辺りに、どういうふうに評価されているかを伺えればと思います。

もう一つは素朴な質問で、3ページとか4ページで電子カルテベンダーごとの構造化データ出力状況の表で、このように全部がとれるわけではないとおっしゃったのですけれども、これはつまりバツがあつたり、とれないものがあると非常に展開できない問題で、何か解決が必要なのでしょうか。それとも、今のままでもそんなに問題はないのでしょうか。

○渡部座長 よろしく申し上げます。

○末松理事長 お答えいたします。

まず、最初のほうの御質問ですけれども、アカデミアの医学・生命科学の研究者、特にゲノムを扱う研究者は、これはここ数年の話ですが、言葉は悪いですけれども当初はGDPRの抜け道というか、学術研究としてやる部分で、何とかだましましICをとってきたというのが正直なところだと思います。

だけでも、そうではなくて、医療倫理の4原則にはrespect for autonomyという大原則があります。Respect for autonomyとdo no harmとか、生命倫理の4原則というのがあります。もうあと2つはbeneficence即ち患者さんの利益と、最後はjustice即ち正義です。この4つが等しく正しい「重さ」があるわけですが、研究者は個人情報至上主義が脳裡に浮かびびりながらやっていたのです。

例えば、想像に難くないと思うのですけれども、認知症の患者さんで再同意をどうやってとるのですかという問題がありますね。そういったことがあるので、東北メディカル・メガバンクのような前向きコホートで最初にいろいろな事態を想定して、「最初から強いインフォームド・コンセント」をとっておかなければいけなかった。ですから、東北メディカル・メガバンクは企業との連携が初めからできるICを取っているのです、現在でもそれがちゃんと動いていると考えております。

2つ目の構造化情報ですけれども、これは私自身も十分詳しくはないのですが、先ほどのパワーポイントをもう一回お見せします。

画像情報は本当に大事なのです。我々は喜連川委員にお願いして臨床用画像情報を今、委員のところに、全国からICをきちんととった8000万枚の画像が入ってきていますけれども、例えば今度の新型コロナで、日本は人口当たりのCTの保有台数世界ナンバーワンですね。そういったところで肺炎のチェックを行うのに通常のレントゲンではなくてCTでどのくらい見えているのかとか、画像の情報はすごく大きいのです。それが今のところ非構造化情報としてしか入っていないというところが一番の問題で、今、お見せしているパワーポイントのSUBと書いてある、この左の下のほうですけれども、これが実は果てしなくエネルギーの要る仕事なのではないかと考えております。ひょっとすると喜連川委員的には、こんなものはたやすいとおっしゃるかもしれませんが、ここが非常に大きいために、先ほどの表で見るとあまりないように見えるのですが、ここをクリアしないと、なかなか異なる階層から特定個人の情報をどういうふうに集めて正しく、先をプレディクションしていくかというところに行かないのではないかと考えております。

お答えになっていないかもしれませんが。

○宮島委員 ありがとうございます。

前者に関しまして、そうしますと、逆にNDBなどは最初の強い同意なしでスタートしているので、一定程度慎重に進めたのはある程度理解できます。

○末松理事長 仕方なかったのではないかと思います。

○宮島委員 ありがとうございます。

○渡部座長 よろしいですかね。

PDFファイルの話は後で事務局に確認していただきますが、健康・医療戦略室か厚労省かどちらかだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

挙がっている方は、山本委員、お願いします。

○山本（正）委員 末松理事長の話には、かなり進化した医療業界が見えてきたのですが、その中で先ほど質問があったように、私も電子カルテを実際取り扱っているベンダーの一員でありますし、業界団体としても、この電子カルテを有効に使ってもらうための標準化は物すごく進めていると思っているのだけれども、これは実際表にするとこのようになっているのが現状だとすると、どこか今までのやり方が間違っていたのではないかという気がするのですが、先生から見たときに、これは業界に対して何をしてくれと要求されるのか。もう単純に言うと、厚労省か何かの強制的な施策によって電子カルテの標準化を進めれば済むのではないかという気もするのですが、なかなかそうは言っていないというところを見ると、かつ、各ベンダーも好き好んで各社の独自フォーマットをやりたいわけでもないのです。

ある程度標準化には協力したいと思っているのですが、その辺で何が問題なのかというのはよく分かっていなくて、先生目から見たら、どういうことが起きているのでしょうか。

○末松理事長 ありがとうございます。

はっきり申し上げると、1つのグラウンドの中でバスケットボールとフットボールと野球を同時にやっているような状態ですから、まともなチームスポーツにならない。したがって、どのスポーツをやるのか、どの形式でやるのかをトップダウンでやっていかないといけないと思います。政府にはその責任があるのではないかと。

もう一つは、先ほどお話ししましたけれども、このようなパンデミック、あるいは、それに準じるような感染症に対しては、個人情報除外項目というのでしょうか。そういった強制力を働かせないと、国民一人一人の生命と財産を守ることにならないので、そういった強い決意と文章が必要ではないか。法律も必要ではないか。先ほどのNHSの試みというのは、まだあれが始まってから10年もたっていないと思います。

その中で、今回それなしで我々の能力が試されている状況です。一刻も早くそういった決断も求めていきたいと思っているところであります。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員。

○川上委員 海外のほうで、（データの二次利用が可能な）企業の範囲というのがどれぐらいなのかということについてお尋ねしたいのですが、例えば、企業といってもあくまでも医療用の研究に特化しているのか？ というのは、ビジネス的な観点から考えると、遺伝の情報だとか、そういう情報とかというのは何も医療にとどまるものではなくて、恐らく人間の社会における全ての行動に関連づけられるものだと思うのです。多分、大きなビジネスになることが想像されるのですが、そこら辺はいろいろな社会的な抵抗があるでしょう。

海外のほうではそこら辺も含めてできるようになっているのかというのはどうでしょう

か。

○末松理事長 ありがとうございます。

いろいろな法律の体系が国によって異なりますので一概には申し上げられないのですが、アメリカは、あなたが参加してくださいというやり方で、被検者ではないのです。臨床研究をやるときに、あなたに参加してもらいましょう。あなたの同意があれば使わせてもらいます。同意がなければ絶対に使えません。そこははっきりしているわけです。

イギリスの場合には先ほど言ったとおり、企業は企業であれば特にレギュレーションがなくて、ただし、もちろん契約が必要になるわけです。個々の研究をやるときにきちんとした契約が動いてくるようになります。

せめて日本の場合は、薬を作っている会社と、医療機器を作っている会社で、これはそもそもPMDAというところのレギュレーションが働いています。

そういう非常に厳しいレギュレーションが働いているところぐらいは二次利用の範囲に入れるべきで、そうでないと、我々に残された時間というのは、今回のようなパンデミックがなくても、20年で我々の人口構造が超々高齢少子化社会になります。そこまで20年ぐらいいかないわけですから、そういったところで穴を空けるためには、せめて医薬と医療機器のところで風穴を開けるということが非常に重要なのではなかろうかと。二次利用の範囲に入れてしまうということです。それを提案申し上げたいと思います。

○川上委員 私のほうからも意見なのですが、この医療用のデータというのは結局、例えばAIの学習においては、ただの正解データだとも考えられると思うのです。そうだとすると、それを使って学習をして、いろいろなものとの因果関係を学習するAIが一旦誕生してしまったら、正解データそのものも本質的に要らなくなる可能性がある。なくても大体ある程度は分かってしまうみたいなこともあるので、これはできれば日本が先行してできるようにトライすべき分野ではないのかと思います。

以上です。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

ほかに挙がっている方は。

大崎委員、お願いします。

○大崎委員 最近、老化で月に2、3度お医者さんと話をしているのですが、患者側にこそそのデータが集積されるみたいなことは今後あるのかどうかをお聞きしたいのです。

自分自身がデータを管理して、本人、個人の基礎軸みたいなものを作って、一人一人が自立した新しい生体認識みたいなものを持って、本人の中の生体環境のライフ設計を個人個人がするというのですかね。ライフは命と人生と生活みたいな意味があるところで、患者側個人個人が自分のことをちゃんと自立して管理をして、環境という人生設計みたいなところで自分のデータを管理して人生を見つめるというか、安楽死が最高みたいなところで思考をストップしているような気がするのです、自分のデータをもっと自分の中で管理で

きるようなことは今後あるのでしょうかという質問なのです。

○末松理事長 ありがとうございます。

一番シンプルな答えは、そういうふうに動いていくべきだと思っています。

先ほどもちょっと申し上げた生命倫理の4原則からいきますと、respect for autonomyのみで、「私が嫌ということは嫌です」「いいということはいい」ということです。それから、do no harm=危害を与えないでください。この危害というのには物理的な危害も精神的危害もありますから、本人がそれで嫌であれば嫌でいいのです。

大事なことはbeneficenceとjusticeだと思っています、例えばスマートフォンを見ると自分のデータが全部分かるだけではなくて、自分のデータがどういう役立ち方をするかという、要するに、他者に対する思いやりとかです。これを使ってもらったら、次の世代の人とか同じ世代の人がひょっとしたら利益を受けるかもしれない。つまり、第3番目のbeneficenceのところとかjusticeのところというのは、この4つは同等に等しいはずなので、そこの4原則に準じた個人端末情報の使い方、あるいは、個人のデータの収納の仕方というのを我々は考えていくべきだと、これはすごく難しいのですけれども、そうあるべきではないかと考えております。

○大崎委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ほかは。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

ただいまいろいろ出た御意見について、実は一昨年から昨年にかけての規制改革会議の医療介護ワーキングではデータヘルスという観点から立法を含めた包括的な環境整備を取り扱っておりましたが、規制改革推進計画の中で閣議決定を受けた内容は、そこで私は座長をしていたのですが、我々が目指していたヘルスケア分野における個人を起点としたデータ利活用の仕組み、データポータビリティの実現には、まだまだ程遠いものでございます。

ただ、最近の新型コロナ感染爆発に対し、台湾が実際にあれだけの効果を上げられたのは、台湾においては個々人の健康保険証にそれぞれの国民番号が入っているので、お薬手帳も要らないし、病院ごとの診察券も要らないし、全てが個人を起点としてデータが共有できる、自分自身のデータを使えるという仕組みでデータが集約できるという、まさにデータポータビリティが実現しているという環境があるからこそなのです。

他の国でも、さきほど、イギリスの例の御紹介がありましたけれども、アメリカでも1996年にHIPPA法、2009年にHITECH法というのができて、Blue Buttonというヘルスケア情報のデータポータビリティの仕組みが進んでいます。各ベンダーさんが作るアプリケーションのコア部分を保健省が提供することで標準化も実現して、国民に対して Your health information , your rightsと標榜し、Check it. Get it. Use it. といってヘルスケア情報の活用システムを普及しているところであります。日本においても今回のコロナを契機

として、ぜひ個人のヘルスケアデータのデータポータビリティが実現できるように、鈴木康裕医務技監にも動いていただきたいと思います。と思っています。

○渡部座長 ありがとうございます。

梅沢委員、お願いします。

○梅沢委員 同じ文脈の議論なのですが、政府の方に質問なのですが、今、議論しているような、今回の新型コロナをきっかけにして、今まで国民的な常識としては、これはなかなか無理だということで恐る恐る一個一個進めていたことを一気に突破できる、突発すべき機会のようにも思えます。もちろん選択的に、本当にやるべきことに特化をしてやるべきだとは思いますが、先ほどのデータの企業も含めた二次利用の話もそうだし、ポータビリティの話もそうですし、同じく台湾でもう感染者の行動データまで公開して、それをみんなで共有することで安全性を高めてみたいという話もあったと思います。

これに日本で今までの常識で言えば、もう反感ばかりでとても進められそうにない話ですが、実は諸外国でやっているところもあるので、それが効果を上げているということもだんだん一般に知るところになってきているということを考えると、戦略的にこの機会に変えるべきところを一気に変えるという検討を進めるべきではないかと強く感じました。

質問は、今日がもしかしたらその場のつもりで設置されているのかもしれませんが、政府としてそういうタスクフォースみたいなものは既に組まれているのでしょうか。

○三又局長 梅沢委員の今の御議論は非常に同感するところが多いのですが、お答えだけ言うと多分、今の時点でそういうおっしゃったようなスケールというか、スコープでのタスクフォースなり何なりというのはまだだと思えます。これからそういうステージになっていくということが望ましいのではないかと思います。

○渡部座長 よろしいですか。

山本貴史委員、どうぞ。

○山本（貴）委員 私は質問なのですが、このNHSのデータの二次利用というのは企業が使えるということが非常にポイントだと思うのですが、ほかの国とかはどうかというのと、日本は今、現状としてどういう議論がされているのかというのを教えていただければと思ったのです。

○末松理事長 EUは一つ一つの国、あるいはEU全体でこういうdeclarationはしていません。むしろGDPRという法律は、御存じのように個人情報の保護という観点が強いです。しかし、企業間の連携が非常にいいです。アメリカと全然法体系が違うのに、ヨーロッパとアメリカの製薬企業間のデータシェアリングは非常に進んでいます。ノンコンペティティブな、まだうちの会社がこれを作りますよという前のオープンイノベーションが非常に進んでいます。

進んでいる理由の一つは、ほとんどの企業がグローバルカンパニーで、特定の国に所属する会社でないということです。

あと、ITの企業は私の知る限り、恐らく初めからコスモポリタンというか、国籍がない

形で出来上がっているのです、そういったところの連携が非常に進んでいるのはそういうことではないかと思えます。

イギリスはその中でも特に、イギリスですとかスイスが同じような仕組みを持っていて、R&Dでいわゆるトランスレーショナル、死の谷に当たるところのギャップが非常に小さくなっている。そこが日本と違うとこだと思えます。

しかし、そのイギリスでも今、一番困っているのは、感染症の基礎研究をやっているところ、日本でいうと、例えば国立感染症研究所のような公的機関があります。あそこは基礎も臨床もありますけれども、感染症領域では公的研究機関と企業のブリッジがなかなかできないのは程度の差はあれどこの国でも大きな課題になっています。つまり、企業の感染症に対する投資意欲が薄い。薬ができたころには流行が終わってしまうのではないかと、一生飲まないのではないかと、いろいろな思惑が働いてくるわけです。なかなかここはブリッジが大変だというのはイギリスも同じと御理解いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いします。

○田路委員 ありがとうございます。

今日は末松理事長のお話を聞いて、私はどういうふうにお伺いしたかという、医療データの話聞きながら、この会議の初期からあった社会実装というテーマにかぶせながら話を聞いていまして、それは何かと言いますと、先ほどbeneficenceという話があったのですが、私は社会実装で自分自身も一番大きく課題を持っているのは受容性なのです。人々の受容性をどう獲得していくかということが一番大きな課題です。法改正でもなく、技術の進化でもなく、そういったことではなくて、一番大きく社会が動くときに問題なのは人々の受容性です。

今回はコロナの問題もあって、少し個人主義に寄っていたところが、ある種の全体主義に回帰しているという流れを考えると、受容性のときにいつも私が思っていたのは、一人ひとりがどのようなメリットを享受できるかということを確認にすべきだと考えたのです。

ここで少し意識が変わったのが、マクロの損失、それをやらないことで失われるものと、個人の利得のバランス自体を明確に定義していくことがすごくいいアプローチになるのではないかという意識に立っていて、この議論を今回のコロナを契機に、全産業的に社会実装する上で受容性を獲得するメソッドとしてちゃんと横展開できると、非常に有意義なことになるのかという印象を持ちました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 プレゼンありがとうございました。データの利活用をさらに促進するという

面を念頭に置いて拝聴させていただきました。

「デジタルの知財戦略」の論点において「データの流通」の環境整備の環境整備について言及されております。

データ流通に関しましては、これまでは違法コピーされたコンテンツの流通の問題が顕在化し、多く議論をされていたと思います。それ以外であっても、経済的価値がある3Dデータ、学習済モデル、学習用データ、ビッグデータなどにおいても、海外のサーバーから個人ユーザーがデータをダウンロードするような問題が生じていると考えられておりますので、データ流通に関するスタンス、ルール作りは優先度が高いと考えております。本日のプレゼンをお聞きいたしまして、このような緊急事態におきましては、喜連川委員から御教示いただきました4月からの教育の問題も含めまして、緊急なものについてはスか月単位でのルールづくりというよりも、どのように対処していくべきなのかという議論をすぐにできるようなタスクフォースを作ってください、政府のほうですぐにそれを実行していただけることを期待しておりますので、この場をお借りして局長にも早急な対処のお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後は喜連川委員です。

○喜連川委員 これは末松理事長の質問というよりも、私どもは2つ、東大の喜連川としてはNDBをやっております、情報研の喜連川としては、最初に御紹介いただいた画像のデータベース8000万枚というのをやっています。

後者のほうに関しましては、先ほどの情報がヘテロであるというのを、逆に言うとNIIがユニフォームして、物すごく簡単に使えるようにしているところが圧倒的な価値になっていまして、現在100人以上の日本中の大学の先生がこれに取り組むというプラットフォームができていくということです。

この中で末松理事長もおっしゃっていましたように、民転換の部分が物すごく大きな障壁です。

これは学会の先生方も、患者さんから得たデータを勝手に企業に渡すみたいな違和感というものができておまして、そこが物すごく国力を伸展させるところのハードルになっているところをぜひ共有いただくと大変ありがたいと思います。

先ほどカルテのお話もありましたけれども、我々はお医者様と会話ができるのにおおむね1年かかります。1年たちますと本当のお友達になってくるわけなのですけれども、カルテ云々に関しましてITベンダーとお医者様の間の会話がほとんどできていないような気がします。つまり、お互いに何を言っているのかさっぱり分かっていないのではないかと思います。

私が昔、当時の甘利大臣も出られましたIC協議会の中で発言しましたことは、要するにITというのは、医学も進歩していますけれども、こんなに速いスピードで発展している技

術というのは世の中にはない。したがって、1つのフォーマットとか1つのテクノロジーが絶対不可能なので、年がら年中そのモデルチェンジを変えていく必要がある。このポイントを忘れないでくださいというようなことを申し上げました。

その辺の会話を続けるということがまず根源的に重要だろうというところを申し上げたいと思います。

もうちょっとだけ言わせていただくと、この会議をそもそも物理空間でやっているというのがおかしいような気がするので、渡辺先生からも、次はサイバーですねとおっしゃっていただきましたが、瀬尾委員が最後すごくいいことおっしゃられて、この機だけではない。つまり、これからも必要になる。私はこの問題はずっと言っていて、別にコロナではなくてインフルエンザのときだって、子供が学校に行けなかったときにその授業をもう一回聞けるようにオンデマンドにすべきというものもずっと言っているわけですけども、こういうことを日本で真剣に考えなくてはいけない。

学会が今、何を議論しているかというところ、世界中で同時にコロナが撲滅するとは思えないのです。したがって、国際会議をやるときに、ある国はまだコロナで苦しんでいるかもしれない。そうすると、物理空間にあるところとサイバー空間とかミックスになる。先ほど瀬尾委員がミックスとおっしゃられたと思うのですけれども、これはまさに起こると思うのです。こういうことも含めて全体設計をするということをぜひお考えただければありがたいと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

この話題はここまでとさせていただきます。次の話題に移らせていただきたいと思えます。クールジャパン戦略に関する政府部内での検討状況について、まず事務局から御説明いただければと思います。

○吉弘企画官 クールジャパン戦略に関する政府部内での検討状況について、資料1の8ページ以降で御説明を申し上げたいと思います。

9ページなのですが、クールジャパン戦略において省庁間連携を強化するというところを書いてございまして、そのために、9ページ左下のCJ戦略会議、これはCJ担当大臣がヘッドで各関係省庁の副大臣がメンバーですが、これと右側に書いてございますCJ戦略担当副大臣の平副大臣がヘッドで関係省庁の局長審議官次長級がメンバーであるCJ戦略会議幹事会と、2つの枠組みにおいて関係省庁との連携というものの強化を念頭に置いた議論を今、実施してございます。それぞれ2回ずつ実施しております。

10ページなのですが、これまで議論したことの気づきと、それを踏まえた基本的な考え方ですが、各省の正面にある個別分野における取組というのは相当程度進んでおり、かつ、異分野間であったり省庁間連携というのものもある程度進められてきているということで、これは過去10年間の成果であるとは考えております。

省庁間連携を今後さらに進めていくために、各省が行っている既存の取組というものを

基本にしつつも、単純な延長線上での議論にならないよう、2点を留意しながら、今後議論していくということを考えてございます。

まず一つは、新たな分野間であったり、新たな省庁間の連携の可能性というものを今後議論していくということと、もう一つは、クールジャパン戦略において重点事項とされている、下に書いてございます「世界の目線を入れる」ということ、「持続性の確保」と「情報発信の強化」という点を留意しながら、個別の分野について議論をしていく。特に世界の目線につきましては、各省における取組において有識者の意見を伺ったり、コンテストの審査をしてもらうときに、外国人が全く入っていないというものもあるように聞いていますので、その外国人の方の意見をちゃんと聞くということは各省ですぐできることでございますので、世界の目線を入れるということを意識する。

持続性の確保というのは非常に重要でありまして、ある補助金が出ている間だけ取組は進むけれども、それが終わったらその取組が進まないみたいなことにならないように、いかにいろいろな人をちゃんと巻き込みながらストレスがないように実施するかということ留意する。

情報発信については、事業者が自ら情報発信をするという方向と、もう一つは、4000万人近い外国人が毎年日本に来られますので、そういう外国人の方や、例えば若い日本人の方々がそもそも自分たちで発信をする気がありますので、彼らの発信を促していく。この両面における議論をしていくということを考えております。

11ページ以降は今、関係省庁において議論をしている個別分野の話になっていきますが、時間の関係上、個別分野それぞれについて説明することは控えますけれども、食、お酒、コンテンツ、ロケ誘致といったような部分から国立公園、錦鯉という部分で、海外拠点是在外公館・ジェトロの海外拠点というものを発信力としてどう使うかというものと、日本企業もしくは個人が海外展開するときのノウハウであったり、様々なサポートをどうするかという観点です。

13ページであります。老舗というのが一つです。これはトライアルとして様々な分野に関わるものとして、老舗というもののプロモートを関係省庁と議論していく。その他の分野としては、例えばeスポーツであったり、ナイトタイムエコノミーのように、海外から大きな可能性を有していると考えられているものの十分に活用できていないといったような部分であったり、デザイン、建築、アートなど、これらの海外から評価が高いと言われている分野について、さらなる活用を図るということについても議論を行う。

あと、新型コロナウイルス感染症対応につきましては、最初に局長から申し上げましたが、今の議論と、今後の回復のフェーズに入って、フェーズ分けするかどうかは別として、回復したときに日本のブランドイメージだったり、日本のイメージをどう回復していくかといったような議論をしていくということになるかと思えます。

検討の枠組みといたしましては、大きく分けて、先ほど申し上げたCJ戦略会議、CJ戦略会議幹事会という政府の関係省庁の枠組みというものと、構想委員会の枠組みでございま

して、この2つをうまく活用しながら効率的に議論をしていきたいと思っております、クリエイトジャパンワーキンググループは田中里沙委員が座長でございますが、そこにおいては27日、今週の金曜日に「食」「日本産酒類」「公立公園」というテーマで議論を開始する予定でございます。

15ページ以下は参考資料でございます、関係省庁にそれぞれの取組に「食」「日本産酒類」「公立公園」など、それぞれの取組について1枚で作っていただいた資料を参考としてつけておりますので、御参考になればと思います。

以上で説明を終わります。

○渡部座長 続けて、知的財産推進計画2019の取組状況について御説明いただいて、後ほど検証の議論をさせていただきたいと思っております。

まず、経営デザインシート、スタートアップ、大学、農業分野に関する項目について、関係省庁から説明をいただきたいと思っております。

内閣府の知財事務局から説明をお願いいたします。

○小林参事官 私から経営デザインシートについて御報告します。資料3を御用意ください。

前半の部分でも経営デザインシートが出てまいりましたけれども、1ページ目は経済デザインシートの概要ということで、ここは割愛させていただきます。

こういった経営デザインシート、タスクフォースの議論をもって策定されたものですが、今、どのような形で内閣府が取組をしているかというのが2ページになります。タイトルは「主な取組」になります。

一つは、大きな部分ですけれども推進体制というものを構築して、それを後押ししたというところと、連携していますというところで、詳細は後ほど出てまいります。あとは利便性の向上ということでコンペを開催しました。3つ目ですけれども、我々の取組もございますし、関係する各省庁の皆様方の取組もあるというところです。

最後は情報発信・普及啓発を進めているというところで、個別について御説明していきます。

3ページになります。一番大きな体制ですけれども、日本知財学会というのがございまして、そこに経営デザイン分科会というものができました。まさにネットワークの拠点になって、3ページでいくと一番上の部分になりますけれども、関係者同士のコミュニケーションであるとか、情報をそこで一元化するとか、外に対してセミナー・ワークショップをするときに誰に行ってもらおうとか、もしくは、ほかの組織と連携ということで1つ大きな組織ができましたという御報告になります。この経営デザイン分科会は、我々知財事務局も連携しているという状況になります。

イメージは4ページです。こういった形で研究会とか、まさに学会ですので学術研究発表会みたいなのを開催したのですけれども、200名弱が第2回研究会に集まったというところで、ネットワークとしては広がりがあるというイメージでございます。

めくっていただきまして2つ目、今度はリデザインコンペティションになります。表彰式の写真が真ん中にございますけれども、若い方々の知恵を生かしてデザインシートをリデザインするという取組になります。

具体的には6ページの受賞作品というのを見ていただくと、シンプルで見やすい大賞(大臣賞)があります。あとは、準大賞、奨励賞がございますけれども、1枚ではなくてあえて複数枚にしたものであるとか、コンセプトの部分をシンプル化した左下の奨励賞とか様々な作品が出てきて、経営デザインシートの広がりというものがあるというところになります。

めくっていただきまして、今度は政府の取組の部分になります。

7ページの上ですけれども、クールジャパン・マッチングアワードの実際の企画提案に経営デザインシートを出してくださいとお願いして、その提案内容を審査に活用したなどという御紹介もありますし、本日もありますけれども、デジタル知財戦略において経営デザインシートを活用するというので、企業さんの経営をデザインするというところではなくて、様々な面で活用の幅を広げているというところになります。

8ページはガイドライン等への掲載ということで御参考までということで、各省庁さんが様々なガイドラインであるとか、例えば、絵で表していますけれども、近畿経産局さんが出されている産学官金の連携ガイドブックで、ツールとしてこういうものがありますなどと紹介していただいています。

関連省庁の取組が9ページと10ページにわたってございます。

9ページは金融庁の取組ということで、特に金融庁ということで事業性評価を後押しして進めていらっしゃるのですけれども、特に中小企業診断士さんの活用が進んでいるのではないかなどということをお伺っております。そういった方々に経営デザインシートを金融庁の方から御紹介いただくなどという取組をしていただいています。

10ページは特許庁の取組ということで、特許庁は全国に知財総合支援窓口というのがあるのですけれども、その専門家さん、例えば診断士さん、弁理士さんといった専門の方がいらっしゃるのですけれども、その専門家の方が経営デザインシートの活用というところで、実際に企業支援に使っているなどという御報告を受けています。

駆け足になりますが、11ページ12ページになります。情報発信等のまとめた部分になります。

11ページは情報発信ということで、ホームページであるとかFacebookで積極的に、短期間で様々な情報をお出ししているなどという御紹介になります。

12ページは、詳細は割愛しますがセミナーということで、全国で我々が直接セミナーの講師で行く場合もございますし、先ほどの経営デザイン分科会から人を派遣するという形でセミナーを実施しているというところになります。

最後、これも参考資料でございますけれども、13ページでIPジャーナルという雑誌がありますが、そこで経営デザインシートの特集を組んでいただきまして、我々の取組以外にも

実際、企業の方がこう活用しているとか、企業を支援される方がこういうふうに使っているなどというところを分厚く取り上げていただいたところがございます。一つ一つ、普及啓発も含めまして進めているという状況でございます。

こちらからは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府科技イノベ担当から御説明いただければと思います。

○石井企画官 内閣府科学技術・イノベーション担当企画官の石井でございます。スタートアップの関連で御報告させていただきます。資料4を御覧いただければと思います。2ページでございます。

知財戦略、統合イノベ戦略の中でスタートアップ支援を強化するというところで、7つの戦略を策定し、実施しているところでございます。

1つ目は都市であります。スタートアップというとシリコンバレー、ボストンが有名ですが、最近ではニューヨーク、パリ、ロンドン、北京といった大都市で人材、資金、技術の取り合いの競争が起こって、そこからスタートアップがどんどん生まれている。ユニコーンがどんどん生まれているという状況になっています。

日本でもこれに負けないように、都市のエコシステムを強化するべきであるということで戦略を作っております。

2番目が大学であります。日本のスタートアップの勝ち筋は技術系、ディープテックだと認識しております。そのディープテックの出てくるのが大学の研究室ということで、ここからいかに事業化が進むかがポイントであると思っております。

3番目と4番目はスタートアップが立ち上がるところであります。アクセラレーター、立ち上げのときの経営支援を強化するグローバルレベルのアクセラレーションを日本で実施するといったことが必要ではないか。

それから、立ち上げのときの、例えばプルーフ・オブ・コンセプトの小さいお金だけれども、リスクの高いお金をもっと潤沢に供給できないかということで、ギャップファンドを強化するべきというところであります。

戦略5は公共調達であります。社会実装を進めていくときに、先ほども社会の受容性の話がありましたけれども、政府がまず一番にスタートアップの技術、サービスを調達するといったことで、新しい技術が社会に実装されていく。政府が率先してそれを進められないかということであります。

6番目はネットワークということで、エコシステムのつながりを作る。

7番目の戦略は人材の流動化が非常に重要ということで、こういったことを中心に予算、制度、いろいろな観点からスタートアップ支援を推進しているということでございます。

3ページを御覧いただくと、その中に都市の話があります。自治体、大学、民間組織がコンソーシアムを作って、そのコンソーシアムに対して認定をして、政府、民間の支援を強化していくというところであります。

ハード整備も重要ですが、コミュニティー作りというのが非常に重要なので、ハード、コミュニティー合わせて支援をするということで、4月中に10か所程度認定をして、そこへ支援を集中するということを考えています。

4ページが支援の内容ということで、グローバルに戦う拠点都市、各地域の推進拠点都市を応援しようということでもあります。

これとは別に、地方創生の文脈でのソーシャルベンチャーの支援とはまた別途やっていくというところでもあります。

5ページであります。日本版SBIR制度についてということなのですが、テック系スタートアップが重要というお話をしましたが、スタートアップに対する資金供給をもっと増やすべきではないか。特に早い段階のグラントを増やすべきではないかという話であります。

円グラフが2つありますけれども、米国の2300億という数字が書いてある円グラフはアメリカのSBIR制度です。Small Business Innovation Researchということで1983年からやっている制度で、いろいろな省庁の研究開発資金がスタートアップに流れ込んでいくというところでもあります。

一方で、左の青が多い円グラフですが、これが日本のSBIRであります。1999年に経済産業省で作ったのですが、実は経産省のスタートアップ向け、中小企業向け補助金のみという形になっていて、これをもっと拡大しなければいけないというところでもあります。

下に三角が2つあります。アメリカでは早い段階からグラントをたくさん出して、その中で成果が出たものに対して追加でグラントを出す、あるいは、エクイティーを入れていく。きれいなピラミッドができているということでもあります。

一方で、日本においてはある程度形が見えないとグラント補助金がいけないということで、なかなか裾野が狭い。ここを広げていく必要があるということでもあります。

6ページのところで、このSBIR制度は今国会に提出をいたします新たな法案、科学技術・イノベーション活性化の法の中で変えていこうというところです。経済産業省でやっていたものを内閣府で引き取って、全省庁で一緒にやっっていこうという形です。

支出目標についても各省庁にお願いして、各省庁が満遍なくスタートアップに資金を供給する。それから、資金を供給する補助金のルールも統一的に動かそうという形ではありません。裾野の段階から、ピラミッド型でうまく資金が流れるようにということでもあります。

7ページを御覧いただくと概略図なのですが、濃い青の指定補助金というところがまさにそこでありまして、各省庁横串で統一ルールで動かそうといった試みを今回、国会に提案した法案でやっっていこうというところでもあります。

8ページをめくっていただきますとまた少し違った話なのですが、同じく科技イノベーション活性化法の中で今回取り扱う取組であります。

研究開発、オープンイノベーションをもっと進めるために、大学あるいは研究機関の出

島を作るべきではないか。大学、研究機関でオープンイノベーションの判断をする。現状においてはかなり時間がかかっている状況です。もう少し機動的かつ積極的にオープンイノベーションを進められるように、組織を外出しして、そこに対して出資をすることができるようにする制度を作ろうということでもあります。

9ページを御覧いただくと、その概要がありまして、成果活用等支援法人というところへ出資ができるようになる。イメージとしては、スタンフォード大学がやっておりますSRI International、あるいはベルギーの研究開発機関のIMECです。機動的に民間と連携をしている。こういった形、絵姿をできるように制度を変えていくということでございます。

駆け足で恐縮ですが別のお話で、10ページの政府調達のお話であります。政府のほうでいろいろな政策課題があります。それに対するソリューションをスタートアップから求めるということで、各省庁から課題を提案いただいて、スタートアップがそれに対して、私たちは、こういうソリューションを提供できますというマッチングをやるオープンイノベーションチャレンジを現在、試行的に始めております。

スキーム図が11ページになります。各省庁がテーマを設定する。それに対して公募をして、認定して、その実用化に向けてビジネスを磨き上げるということです。

最後はDemo Dayを開催するという、政府のいわゆるアクセラレーションプログラムを実施するという形であります。

12ページ以下に少し政府、自治体から出たテーマが掲げられています。一番大きいのは防災、減災ということで、地震、浸水時の対応でありますとか、下水管、橋、配管等々のインフラマネジメントをいかに効率的にやるか。

あるいは、行政業務の効率化ということで、例えば市民の方から寄せられた声を、AIを使っていかに効率的に分析し、政策に結びつけるかといったことを現在やっているというところ です。

これを試行的にやってみて分かったことは、行政とスタートアップとの連携を図るときに仕様書を書いて、それに応募する単純な組み合わせだけではなくて、行政側の仕様書の書き方、あるいはスタートアップ側の提案の書き方のギャップを埋めるというのが非常に重要で、間に立つ通訳の役割をする人、あるいはギャップを埋めるセッションを繰り返しやる必要があるということが分かってきて、現在、試行錯誤をやりながら対応しているということでもあります。

最後に、コロナウイルスの影響について一言申し上げて、御報告を終わりたいと思います。

現状スタートアップにおいてもコロナウイルスの影響を非常に多く受けています。短期的ではキャッシュフローが非常にきつくなるスタートアップが増えているということで、これに対してはセーフティネット融資とか雇用調整助成金みたいな緊急対策を講ずるということでもあります。

中期に何が起るかということなのですが、リーマンの後に起こったのが、スタートア

ップを応援するリスクマネーが急激に減ったのです。2007年に2700億のファンドが立ち上がったのですけれども、2009年には400億に減った。

何が起こったかという、大企業あるいは機関投資家からスタートアップに流れ込むリスクマネーが急激に減ったということなのです。今回もこれに備えなければいけないということで、官民ファンドを含めて対応を考えているということでもあります。

イベントについてもことごとく中止になっていますので、South by SouthwestとかViva Techとかいろいろなイベントが中止になっていますので、これに対する対応も、今後再開したときはキックスタートで出ていく、あるいは、イベントではない形での機会を作ること考えるのが必要であります。

スタートアップの研究開発をどんどん応援するというので、今回もギリアド・サイエンスのコロナ治験薬が非常に話題になっていますけれども、これはSBIRなくしてギリアドは出てこなかったのです。こういう機会にスタートアップの研究開発、特に医療系をしっかりと応援するという手だてを立てていく。こういったことが必要であると考えております。

以上、スタートアップに対する取組でございました。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省からお願いいたします。

○尾崎課長 農林水産省の知的財産課長をしております、尾崎でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

農林水産省から知的財産推進計画2019のフォローアップということで、3点ほど御報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料5をお開きください。

1つ目は種苗法の改正でございます。種苗法につきましては改正案を現在、通常国会に提出させていただいております。

この種苗法でございますが、植物の新品種を知的財産として保護する法律でございます。

近年、農林水産業を支える非常に重要な我が国の新品種、優良品種が海外に流出している。この流出した品種が海外で産地化されておまして、その産品が、我が国も今、農林水産物の輸出に力を入れているわけでございますけれども、そういったものと海外市場で競合している事態が生じております。まず、ここを何とかしたいということで今回の改正案を検討しておるところでございます。

また、種苗の新品種に関する権利を育成者権と申しますが、この育成者権の侵害の立証について、現在、品種登録時の種苗との比較栽培が必要という判決が出ております。育成者権をこれからしっかり活用していただくという観点からいくと立証しにくい部分があるため、より育成者権を活用しやすくするための見直しを考えております。

ちなみに、育成者権は一回登録されると植物新品種を25年、果樹ですと30年の期間保護するということになるわけでございますが、品種登録時の種苗を比較に使えということになりますと、20年前とかの種が必要になってくるということでございまして、実務上かな

り負担が大きく、今回の改正の中で裁判所の推定ということもできるようにしたいということで、改正案の中に盛り込んでおります。

法律案の概要でございます。まず第1のところでございますが、海外流出の防止等ができるようにするための措置でございます。

現在の種苗法の体系によりますと、登録品種の苗は育成者権がついておりますが、これは一旦販売をいたしますとここで一回対価を支払うということで、権利が消尽します。消尽したものは育成者権が効かない状態になっていきますので、海外に持ち出してしまう。一旦持ち出してしまいますと、海外には我が国の育成者権が及びませんので、海外で増殖を自由にされてしまうため、海外持ち出しが種苗法によって守れないということが現在の状況でございます。

これにつきまして、育成者権を持っている開発者から、品種登録時にどこで使えるということを条件として出していただいて、農林水産省で公示をしていただいた上で、育成者が意図しない国への輸出行為について、消尽の例外として育成者権が及ぶという形にさせていただきたいと思っております。これによって海外に持ち出される苗の差止めができるということでございます。

(2)でございます。自家増殖の見直しと書いてございます。

現在の種苗法においては、農業者が自分のところで一回栽培をして、その収穫物を次期作の苗として使うということが農業者の自家増殖として特例で認められています。

しかし、これまでの例を見ておりますと、山形県の県内限りとして育成された登録品種が、県内で普及している中で農業者が自家増殖をしたものがオーストラリアに流出してしまって、オーストラリアで産地化されてしまうという事例もございました。

これにつきまして、登録品種については、自家増殖をする際には育成者権者の許諾を得ていただくというような形で、制度の見直しをしたいということでございます。

大きな2番でございますが、育成者権を活用しやすくするための措置ということでございます。

①でございますが、品種登録簿に記載された特性というものがございます。農林水産省で品種登録する際に、新しく出願された品種が今まであった既存の品種と異なるかどうかをしっかりと審査します。同じであれば当然登録されない。新しいものだけが登録されるということでございます。このときに、植物が持つ特徴を事細かに記録した特性表というものを作ります。この特性表は書き物でございますので、20年たってもきちんと当時のものが記録として保存されているということで、特性表と侵害が疑われる品種と比較をして、区別性がないということであれば裁判所の推定が受けられる形にしたいということでございます。

こういった取組を進めまして今、我が国の新品種の開発の促進や農林水産業の発展を支えておるわけでございます。また、今回の法改正によって今後海外に流出するのを防いでいきたいと考えております。

続きまして、2ページ目と3ページ目です。これはいずれも家畜の遺伝資源を保護するための法律でございます。和牛などの我が国の畜産物ですが、世界的にも評価が高まっている中で、一昨年、和牛の精液、受精卵を不正に輸出しようという事案が発生いたしました。これを踏まえまして、家畜の遺伝資源の流通規制の強化と、不正競争の防止という観点から、家畜改良増殖法の一部を改正するとともに、新法で家畜遺伝資源に関する不正競争の防止に関する法律案の、2本セットで家畜の遺伝資源、具体的には和牛の精液や受精卵とになりますけれども、これをしっかり守っていきたいということでございます。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案ですが、家畜の人工授精用の精液とか受精卵について、家畜人工授精所で取り扱っております。業務状況の定期報告、それから、実際の受精卵とか精液の保管場所を家畜人工授精所で保管するというところでございます。

特に適正な流通を確保する必要がある特定家畜人工授精用精液等ということで、具体的には当面は和牛になりますけれども、これを封入する容器は実際にはストロー状の細いものに精液が入っています。これに雄牛の名前を表示や取り扱いについて、例えば譲渡とか在庫管理を記録する帳簿の作成、保存をしていただくことでございます。

これと、家畜改良遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律とセットでしっかり守っていくということです。こちらの不正競争の防止に関する法律案は、長年の改良によって付加価値の高まった和牛などの遺伝資源について知的財産として保護していくことで、例えば、この輸出目的を隠して相手をだまして取得するような詐欺のような行為、預かった遺伝資源を不正に取得するような領得行為、国内利用に限定する契約に違反して輸出するような、不正な利益を得るための契約違反を不正競争行為として定義することでございます。

精液とか受精卵は子牛が生まれることになりますので、二次的な発生物としての子牛、孫牛の精液、受精卵を譲渡する行為も併せて不正競争行為とさせていただきます。

こういった不正競争行為による侵害については民事上の救済措置として差止め、損害賠償ができる。それから、刑事罰も併せて抑止を図るということでございます。

4ページでございます。こちらは今、私どものほうで作って公開いたしましたけれども、ガイドラインづくりというのを併せて進めております。スマート農業というのは農林水産省で強力に進めていますけれども、スマート農業の中でいろいろな農業に関するデータが出てきます。このデータにつきましては、そのデータの中に元になった農業者の大切ないろいろなノウハウが懈怠していますので、こういったデータについても、こういったものに使われるのかというのを農業者がしっかり理解していただいて、契約を結んでいただくということが大事であろうということでございまして、まず、平成30年12月に農業分野におけるデータ契約ガイドラインを策定したところでございます。

今年、さらに一歩進めまして、農林水産省の場合は公的な補助事業や委託事業で開発する場面も多くございますので、そういったものについて、研究開発段階、利用段階においてこのデータを通じて、あるいは、その成果物であるAIを通じて、農業者の貴重なノウハウが農業者の意図せざる形で流出することがないように、スマート農業を通じて生産性と

か品質の向上を図るのと併せて、例えば我が国の農業の強みであります高品質な農林水産物を生み出すための農業者のノウハウといったものが意図せざる形で流出することを防いでいきたいということで、この3月に農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを、データ契約ガイドラインと一体化する形で、公表させていただいています。

以上、農林水産省からの御報告でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありましたクールジャパン、推進計画2019に関して、御自由に御発言をいただければと思います。また名札を上げていただければと思います。

最初は久貝委員からお願いします。

○久貝委員 多くの御説明をありがとうございます。

経営デザインシートの関係でございますけれども、私ども商工会議所のほうでもこれを積極的に中小企業が活用する、作るということについて、これまでいろいろな形でサポートさせていただいております。いただいた資料の12ページでもわずかでありますが、会議所あるいは商工会の取組を少しだけ書いていただいております。ただ、聞いておりますとどうしても、作ったことの効果といいますか、どのようなメリットがあるのかということについては相変わらずいろいろな意見が出ております。例えば銀行の借入れとか出資をしやすくなるとか、そういったものについても引き続き分析等をお願いしたいと思います。

また、関係のところ、いろいろなところで取組をさせていただいているのは学会を含めまして大変ありがたいと思いますけれども、申し上げましたように、金融機関の関与というのは非常に大きいということで、せめて今後につきましては民間銀行も重要ですがけれども、政府系の金融機関につきましては政投銀とか商工中金とかそういうところも、これについていろいろなPRをしていただくということがありがたいのではないかと考えております。

あと、クールジャパンの関係につきましては1点だけ申し上げます。

私ども商工会議所のほうでも非常に観光、特に今はちょっと厳しいですけれども観光の振興に力を入れております。そういう観光行政ということで国交省との付き合いが深いのですけれども、この資料を見ていただきますと、非常に観光行政なり、観光政策とこのCJの関係が非常に重なっているという感じがいたしますけれども、必ずしも、ここの紹介では官公庁の取組は出ておりませんし、対外機関、拠点機関が重要だということですが、ジェトロは書いてあるのですけれどもJNTは出ていないとかございますので、今後の課題ということで、より一層の連携を図っていただければ大変ありがたいと考えております。

最後の科学技術イノベーションの関係で申し上げますと、スタートアップは大変重要だということで商工会議所のほうもこれのサポートをしておりますけれども、2点申し上げますと、一つは2ページのところで公共調達のことを言っていただいておりますが、地方自治体のトライアル発注というのは、実は富山県などは大変知事が熱心にやっておられて、10年以上やっておられると思いますけれども、なかなかこれが広がっていかない。それか

ら、国のレベルでも広がっていけないという問題があります。これは会計法が、基本的にはその最低価格調達制をとっておって、総合評価方式による調達というのは非常に活用範囲が狭いということで法律の問題になっておりまして、会計法の改正その辺りまで取り組まれるかどうかというのがポイントではないかと思います。

オープンイノベーションを進めていこうというのは全くそのとおりだと思いますけれども、これにつきましては今、スタートアップと大企業の関係で言いますと、去年の公取委の調査もありますように、共同研究をするのはいいのだけれども、その契約の内容、あるいは実際の運用において、スタートアップ側の唯一の武器である知財、あるいはノウハウといったものが、これは一方的な意見かもしれませんが、不当な吸い上げによって、大企業のほうで非常にその侵害が行われているという見方がございます。ぜひその点につきましては、契約のガイドラインを作られるという動きもございますけれども、ぜひ知財事務局のほうでもこれをフォローしていただきたいと思います。

あと、中小企業の研究開発補助のSBIRですけれども、これを中小企業庁、経産省のほうから内閣府のほうへ移管するという趣旨によって、文科省など各省も中小企業の研究開発を促進するように、そういう制度改正をなさるということで法制度改正をなさるという趣旨は大変いいと思いますけれども、最後は制度を作りましても、要するに予算がちゃんと取れるかどうかということでございまして、科技基本計画でも科学技術の社会実装ということで数年前、そういうことで中小企業の中小技術にも大変注目されましたけれども、最後のところは結局、文科省等の予算というのは中小企業にほとんど行っていなかったと思います。それはもう当然でして、非常に財政が厳しいということで、大学も研究資金が足りないわけですから、まして中小企業に回るといのはなかなか難しいとそのときいろいろ教えていただきました。

今度の制度改正も大変重要だと思いますけれども、要は現ナマを取ってこられるか、確保できるかというのが問題で、ポイントだと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、瀬尾委員、どうぞ。

○瀬尾委員 全体的なことを申し上げます。

今回コロナウイルスの被害というのが、例えば武漢で出たのか、中国発がこんな世界中に、少なくとも日本の地方にまで及ぶということは、正直、私は想像しておりませんでした。

ただ、これで私が非常に思うことは、世界的な連携によって日本の収入が成り立っているということを改めて実感したということです。それによって、実はインバウンドと言っていた地方の収入が意外と脆弱基盤です。つまり、中国から来なくなったらもうお金がなくなってしまうというような、非常に脆弱な気がいたしました。

今、もともとに立って、大きな方針というのを確認していくべきではないかと思ってい

ます。つまり、コロナの対応は対応として、知財政策としては、一つはCJに表されるような直接的な収入の経済効果。それから、間接的に地方を強くしていく。つまり、地方経済を盛り上げていくことで、持久力のある地方の発展を促していく。この2つを知財の側面からどういうふうに手を当てていくかということが非常に重要なことではないかと思いません。特に今回、間接的な部分が脆弱ではないのかと私は感じました。

その中で非常に、今回は医療も出ましたし、教育も出ましたけれども、情報、データをきちんと地方に回して、地方の経済的自立と生活環境を基本的に豊かにするという政策は情報戦略としては非常に重要ではないかと思っています。これがないと、単純に世界的ないろいろな影響を地方が一気に波をかぶってしまうと、逆に一遍にお金が入ったものが一遍に抜けてしまうと大混乱で、逆にマイナスになってしまう。そういった意味では、本当の意味での間接的な情報の流通、データの流通によって、医療、教育、もう一つはいわゆる産業の情報インフラについてきちんと整備していく必要があるのかと思っています。

このような形で少し考え方をもともとに戻して、地方の再構築を図るということを確認したほうがいいのではないかと感じました。

いろいろありますけれども、大局的にはそのような感じですか。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が押していますけれども、あと御発言される方が10人掛ける2分だと20分かかりますが、少し超過してやらせていただきます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

まず、経営デザインシートについて、いろいろな研究が進む中で今、課題になっている事業承継系の会社等への活用があるのかどうかというのを聞きたいです。

友好的なM&Aおよび、デューデリの前向きな活用にもこのシートは結構有効に機能するのではということで、地域の事業承継への対応に使えればと思うところです。

もう一つは、科学技術イノベーションの点で、政府が主導し、行政もスタートアップを展開していくということで心強いお言葉をいただいているところなのですが、特に12ページにある行政も入るところなどは、先ほどいろいろな、同じ方向を向くにしても、仕様書の書き方などにギャップがあるとの課題も提示されました。ここは、多数のプレイヤーの方が多少の安心感、安定感を持って取り組める好機だと思うのですが、活動していくためのスピード感的なことで工夫をされているようなことがあればよりいいと思いますので、具体的なことがありましたら教えていただきたく、よろしく願いいたします。

○渡部座長 事業承継が大きな狙いの一つです。

何かほかに。

○小林参事官 お渡しした資料の8ページにもあるのですが、下から2つ目が中小企業庁の財務課という事業承継を担当しているところがございまして、そこと連携して、

例えばガイドラインに経営デザインシートを載せるとか、ほかは中小企業診断士に実際に事業承継の場で使ってもらうなどという取組をしています。

○渡部座長 それでよろしいですか。後でもし。

中村委員、お願いします。

○中村委員 スタートアップ支援について、私は東京の竹芝と名古屋の2地点でスタートアップ支援の拠点整備に今、携わっておりまして、竹芝のほうはコンテンツとIT産業の集積、名古屋のほうは自動車、ロボット、ロケットの産業集積で、いずれも大学、民間企業、自治体らによるコンソーシアムを作って進めているのですが、それらを通じて国の行政に求めたいのは、補助金以上に2点あります。

一つは規制緩和です。テクノロジーを実証、実装するための、例えば道路交通ですとか屋外表示等の規制、あるいは滞在する外国人のビザですとか、外国人の起業に関する規制を緩めていただきたい。これは国にしかできない。

もう一つがマッチングです。民よりも官が強いのはコネと情報の幅広さでありまして、金は民の方が持っているといいますか、私どもはそういうレイヤーでやっております。それ以上に有益な連携先や事例などを教えていただくとか、そういったコンサル的な潤滑油の役割を期待するところです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

堀委員、お願いします。

○堀委員 エンターテイメントのサイドからクールジャパンについて一言申し上げます。

今回のコロナで我々のライブ・エンターテイメントの業界というのは、唯一経済活動を停止した業界でございます。

ライブ・エンターテイメントというのが今、エンターテイメント業界ではただ一つ伸び盛りの業界であったということを考えると、これからのクールジャパンにも曲がり角の一つになるという認識を持っております。

インバウンドが今回脆弱だということもあります。はっきりしましたけれども、アウトバウンドを目指さないと、この超少子高齢化の国では成り立たない。インバウンドももちろん大事ですけれども、何としてでもアウトバウンドをやる。

ただ、この危機感というのは、多くの在任任期のある社長さんというのは多分消極的で、補助金があればやりますけれども、ないのだったら慎重になるということだと思います。ですから、補助金よりも、かつてから言っていたのですけれどもアウトバウンドのリスクをとった企業に対してのインセンティブということをぜひ考えていただけたらいいかと思えます。

和食云々というのもありましたけれども、ビジネスとして捉えるのか、文化として捉えるのかということをはっきり分けたほうがいいと思います。寿司も和牛も弁当も既に外国で根差した文化になっております。寿司、和食はヘルシーというコンセプトで根差していま

す。和牛はサシがあって、柔らかくてジューシーだということで今、一流のレストランはオーストラリア和牛が中心になっています。

こういうふう文化として根差して、それが成功だと思えるのか、数字をうまく上げられた10倍、20倍と拡大したものがいいのか、はっきり分けたほうがいいと思うわけですが、実際、うまくいかなかったものもテーブルに出してほしい。こういうことをやったけれども、これはうまくいきませんでしたという反省の下に、次の絞ったクールジャパンを展開して行ってほしいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 先ほど久貝委員と瀬尾委員に、ほとんど同じような御意見で発表していただきましたけれども、私も地方の中小企業、製造業として感じるところをお話しさせていただきたいと思います。

まず、経営デザインシートについてですが、うちの会社でも作って見ましたが、長期的な視点を持つというのは非常に重要で、こういう形で社員の啓蒙または経営者の考え方を教育する意味では非常にいいと思います。けれども、地方ではこの経営デザインシートがまだまだ進んでおりませんので、先ほどもお話がありましたが金融機関中心で、多くの企業に周知徹底をお願いしたいと思います。

地域価値ワーキンググループのメンバーとして入っていますが、今、あったとおり、まさにインバウンドだけではなくて、安倍総理の話にもありましたが、国内回帰をもう一度見直すというところも、地域の活性化には必要ではないかと私も感じています。そこも含めた施策を考える必要があると思います。

地域活用ワーキンググループで言われているのが持続性の確保です。お金があるうちは動くけれども、なくなると止まってしまうというのが今まで何回もあるので、そうならないような方策を考えることが必要だと思います。

最後に、新たな日本版SBIR制度は非常に期待を持って聞かせていただきました。ただ、補助金であれば、今までのやり方は見直しをし、申請等に書類の煩雑さ等がかなりあり、それを中小やスタートアップが行うのはかなり難しいので、進め方を改めて考えていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本貴史委員、お願いします。

○山本（貴）委員 日本の中だけで閉じた議論をしないでほしいというのが一つです。

さっきの末松理事長のもので、データの二次利用で、グローバルカンパニーの場合は、もし日本がデータを出さなかったら企業はイギリスからデータをもらえばいいわけですね。

先ほどの中村委員の指摘もありましたけれど、今、シンガポールは、日本のスタートアップはぜひシンガポールで実験してほしいと。ドローン飛ばし放題です、自動運転やり放

題です、シンガポールだったら何でもできますよと来てしまうので、日本が規制を緩和してもあまり意味がないというのを理解してほしいというのが一つです。

もう一つはスタートアップ支援で、ギャップファンドと書いてあるのですが、これは中身はSBIRの見直しで、SBIRを強化するのは全然賛成なのですが、これは欧米で言われているギャップファンドはベンチャーを作る前の有望な技術シーズに対して、1年で500万でここまでやってくださいと。できたら2年目は1000万で、ここまでやって3年目は3000万から5000万ぐらいと、ここまでやったらもう民間のベンチャーキャピタルがどんどん投資するということまで、いわゆるプルーフ・オブ・コンセプトですね。ちゃんと実現できそうな技術の確からしさが得られるので、それで資金調達ができるというのがギャップファンドなのです。

欧米はそれがベンチャーが作られる源泉なのですけれども、日本はギャップファンドはなかなかないです。各大学はこうやっているのですが、それもぜひSBIRあるだけではなくて考えていただきたいというのが、特に地方の大学は自力ではギャップファンドできないので、ぜひ考えていただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

梅沢委員ですね。

○梅沢委員 2点申し上げます。

1点目が先ほどのスタートアップエコシステム拠点の戦略の件で、これからしばらく、多分いろいろな意味での経済の止血の議論が圧倒的優位になって、資源投入もそこに集中せざるを得ないという時期が続くように思います。

一方で、新型コロナの意味することは、社会のニューノーマルを作ることだと思うので、そうすると、産業変革であり社会変革の機会にしなければいけないという先ほどの議論でもあります。なので、短期的にはその規制改革を今までできなかったところの突破をする機会に使っていただきたいですし、止血のフェーズがある程度フェーズアウトできるタイミングが来たら、かなり大胆に資源投入をして、それを後押ししていただきたいというのがまず1点目です。

2点目はクールジャパンと地方の活性化の議論です。何人かの方がおっしゃっていましたが、私も同感ですけれども、ど真ん中は本当に文化観光だと思っています。以前の会議でも申し上げましたけれども、文化オアビジネスではなくて、文化を生かして、ちゃんとお金につなげるというのは観光が本丸で、そう考えると、この新型コロナのフェーズが過ぎた後、どれだけブーストできるか。それに向けて今、準備をしておくことが大事かと。

その心は、リピーターを増やす必要があります。それから、中国、韓国頼みではなくて、顧客ポートフォリオを広げる必要があります。具体的に言うと欧米を増やす必要があります。それから、富裕層を圧倒的に増やす必要があります。この3つをやろうとすると、も

う間違いなく文化が中心的なコンテンツで、それをどれだけお金にできるかということをやるのが結果的には地方の活性化につながるという構図です。

したがって、食、農業、酒造ツーリズム、建築、現代アート、ナイトタイムエコノミーも全てこの目的に資するものなので、くれぐれもその一個一個の核論をどう課金をするかという話ではなくて、そういうものをフックにしてお客さんに来てもらって、顧客導線全体でどれだけマネタイズしていくかという観点に取り組んでいただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いします。

○川上委員 2点発言します。

まず、先週末からいろいろと町に出ていましたが、先々週はすごく自粛モードで人が少なかったのですけれども、もう先週末からもうほぼみんな自粛していないですね。もう飽きていますのね。飽きているのですけれども、その中でもイベントとかは中止されていたり、学校とかも再開できないですとか、要するに、事実上、みんなも自粛などしていないのに、ある種の言い訳としてコンテンツ業界（のイベント）というのが生贄となっている。

この状況は現状でも問題ですし、多分これから同じような事件が起こるたびにコンテンツ（のイベント）を自粛することで、何となく自粛をした気分だけやるという、生贄になってしまう可能性が高いのではないかと。こういうことにならないような理論武装をこの場でも考えるべきではないかというのが一つです。

もう一つは今、スタートアップ企業が大変だとお話しされていましたがけれども、今回、社会のリモート化、デジタル化というのが大きく進むきっかけになったと思うのです。そう考えますと、スタートアップ企業に関しては、これはむしろ僕はチャンスだと思っていて、もともとずっとファブレスメーカーみたいなものがずっとこの何十年もはやってきたわけなのですけれども、多分これからは営業レスですとか、いろいろなものを外部から借りてきて、コア部分だけのベンチャー企業というのを大きくやれる土壌ができるようになりました。

しかもそれはベンチャー企業といえども東京一極集中で、それは結局、会うべき人、実際に会わなければいけない人は東京にたくさんいるからなのですけれども、それもリモートでできるようになった場合には、地方でもベンチャー企業が作れるようになる。そういう状況になったのですね。ですから、そこは前向きなメッセージをぜひ出していただきたい。こういうのはイメージですので、もうベンチャー支援が危ないというふうになってしまうと、みんな何となく危ないかと思ってお金を引いてしまいますから、むしろチャンスで今が出しどきだというメッセージをこの場でも出していただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 先ほど川上委員が何をおっしゃったのか、頭が悪くてよく分からないので

すが、原則、今はVerizonが70%のトラフィック層になっております。日本は40%増です。要するに皆さん、YouTubeを見る。コンテンツを見る。

このときに、Netflixは大したものだと思います。要するに、コンテンツのレゾリューションを落としながら、ほかに帯域を渡す。ほかにというのは誰なのですかということ、中小企業等の企業活動や大学等のエデュケーションに回すということです。こういうことをやるかやらないかは国の品格に関わっていると思います。それが1点です。

スタートアップに関しまして、大学がうまくいっていない、大学にディープテックがあるという中で一番よく分からないところはCOIです。

大学によって代取になれる大学の先生と、代取はやらせないという先生と、これさえ共通化されていません。このような中で、大学に技術があるから云々の話というのは、学生はできますけれども、先生は一切できないということを御理解いただくべきです。

農業に関して非常にいいことをおっしゃっていただいて、農業でデータの処理が非常に難しいところは分かるのですが、重要なのところもあります。

一番重要なのは多分、医学で言うMRSAと同じで、農薬耐性です。こういうデータのシェアリングは圧倒的に重要で、ぜひお進めいただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉村委員、どうぞ。

○杉村委員 ありがとうございます。

3点ほど簡単に申し上げます。

まず、クールジャパン戦略でございますが、先ほど御説明がありましたように、「個別分野における議論」ということで、種々の分野においてそれぞれ各省庁で議論されているとの御紹介がありました。今後は更に、例えば、「食」と「コンテンツ」、「文化」と「老舗」等、それぞれ連携を図って融合して戦略を考えることが重要ではないかと思っておりますので、どこかそのような連携を統括できるような組織が必要ではないかと考えております。

それから、経営デザインシートの1ページ目のDの最後に「戦略を策定する」と記載があります。確かに長期の戦略を策定していくというのは発展のためには必要だと思いますが、例えばスタートアップの中小企業に関しましては、これをどう資金調達に結びつけることができるかが重要でございますので、今後、経営デザインシートの普及を図っていく際にはさらに経営デザインシートの活用がどのように資金調達につながっていくかという視点で普及を図る必要があるのではないかと考えております。

最後でございますが、農水分野につきまして、種苗法の一部を改正され、家畜遺伝資源について一部を改正するとともに、新しい法律ができるという御説明がございました。種苗や家畜遺伝資源についてこのような法改正がされますと、この産業分野においても更なる適切な保護が実現できるものとして期待をしているところでございますが、簡単にこの

法改正等の内容が分かるような冊子、ガイドラインを作っていただいて、普及を図っていただくことが一般民間人にとっては理解しやすいのではないかと考えております。ぜひ、農水省様には簡単なわかりやすい冊子等の作成をお願い申し上げたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後にコーカー委員、お願いします。

○コーカー委員 最後に来ました。2分で。

ZAICO株式会社という電子チケットのスタートアップを1年前に作ったローレンですか。一気に3月に売上がゼロになって、払い戻し地獄に落ちて、会社としてどうしようとなって、投資家からいろいろ言われて、あとは主催者、うちのクライアントがみんなパニックになって困っていて、急いで配信チケットを作りました。普通に入場画面ではなくて、携帯とかパソコンにログインするときに、そこしか見られない動画が流れます。それで配信ライブができて、ちゃんとチケットが一枚一枚売れて、イベントの売上をオンラインでできます。それをすごく急いで作って出して、結構いい感じで、多分会社を作ってから売れた枚数が今月はナンバーワンです。今まで連絡しても、スタートアップに興味のない会社、事務所、ライブハウスは逆にこちらに問い合わせする形になっていて、あり得ないぐらいの逆転で、言いたいのは、自分として貢献できることはそれだと思って、8割、9割は主催者にバックしますので、お客様はすごくハッピーで、ニューノーマルに生きていけるように会社として頑張っていますけれども、今週はジャスラックさんと会わなければいけないのです。それで著作権はどうなるか怖くて、いろいろスタートアップが早く動けるように、みんなに貢献できるように、著作権とか知的財産、Intellectual Propertyの話がすごくこれからキーポイントになると思いました。

最後に、わざとやったのではないですけども、海外から結構配信チケットを買っています。中国、韓国、アメリカでうちのライブのチケットを買ったりして、日本のIPを海外に配信している企業にいきなりなりそうですので、そのときにみんなに貢献できるように頑張りたいのですけれども、著作権、Intellectual Property、IPのルールが、もしかしていろいろ変わらなければいけないですと感じています。

○渡部座長 ありがとうございます。

少し時間が過ぎてしまいましたけれども、これで意見交換を終えたいと思います。

本日、コロナ関係で少し緊急でという話もありましたけれども、この話も含めて、今後どういうふうに進めていくかを事務局と相談していきたいと思います。

最後に局長から一言お願いいたします。

○三又局長 時間が大分過ぎていきますので。

今日は本当にありがとうございました。後半はいろいろ御議論がありましたけれども、前半では末松理事長のプレゼンテーションをいただきありがとうございました。それを皮切りに、岩盤規制など、今まで日本でなかなか進まなかった課題について社会変革という

か、ニューノーマルという言葉もありましたが、それを進める好機ではないか。また、人々の受容性が、ふだんなら得られないレベルで得られる好機ではないかという議論をいただきました。

それから、そういったことを踏まえて、政府でタスクフォースを作って一気に変革を進めるべきだという、全くごもつともだと思います。

他方で、どういう体制で、今は止血のタイミングでもありますので、どういうタイミングでそういうことに取り組むか。

それから、非常に重要な点として、緊急対応と、平時に戻った後の将来を見据えた対応と、どこにアドレスしてやっていくのかということが、なかなか単純ではない課題がいろいろございます。この場で多くの委員の先生から御意見をいただいたということを受け止めて、今後の政府部内での議論にしっかり対応してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡部座長 予定はいいですかね。

それでは、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。